

仙台市社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

平成二十四年十二月十九日

仙台市長 奥山 恵美子

仙台市条例第六十一号

仙台市社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第二百二十六条及び第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホーム、婦人保護施設及び法の規定に基づき設置される授産施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第二条 法第六十五条第一項の規定により条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第四百七号)に規定する基準(同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準)

第三条 法第六十五条第一項の規定により条例で定める婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第四十九号)に規定する基準(同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(授産施設の設備及び運営に関する基準)

第四条 法第六十五条第一項の規定により条例で定める授産施設の設備及び運営に関する基準は、救護施設、更正施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十八号。第二十三条第二項を除く。)に規定する基準(同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。